

出席停止の届け出について

この度のお子さまの病気については、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。病気が治り登校されるときには、下の証明書を病院で記入していただき、学校に提出してください。なお、学校保健安全法の規定による出席停止期間は次の通りです。

疾 病 名	学 校 を 休 む 期 間
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで

- * 医師の指示や症状により、休ませる期間に変更がある場合もあります。
- * 証明書の発行には、文章料が発生する場合があります。医療機関により、料金が異なります。
- * 医師による証明書が提出された場合は、出席停止扱いとなります。

き り と り

証 明 書

湖南省立石部中学校 年 組 名前

* 疾病名

* 出席停止期間

年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）までの 日間

上記の通り証明します。

年 月 日

医療機関名

医師名

印